

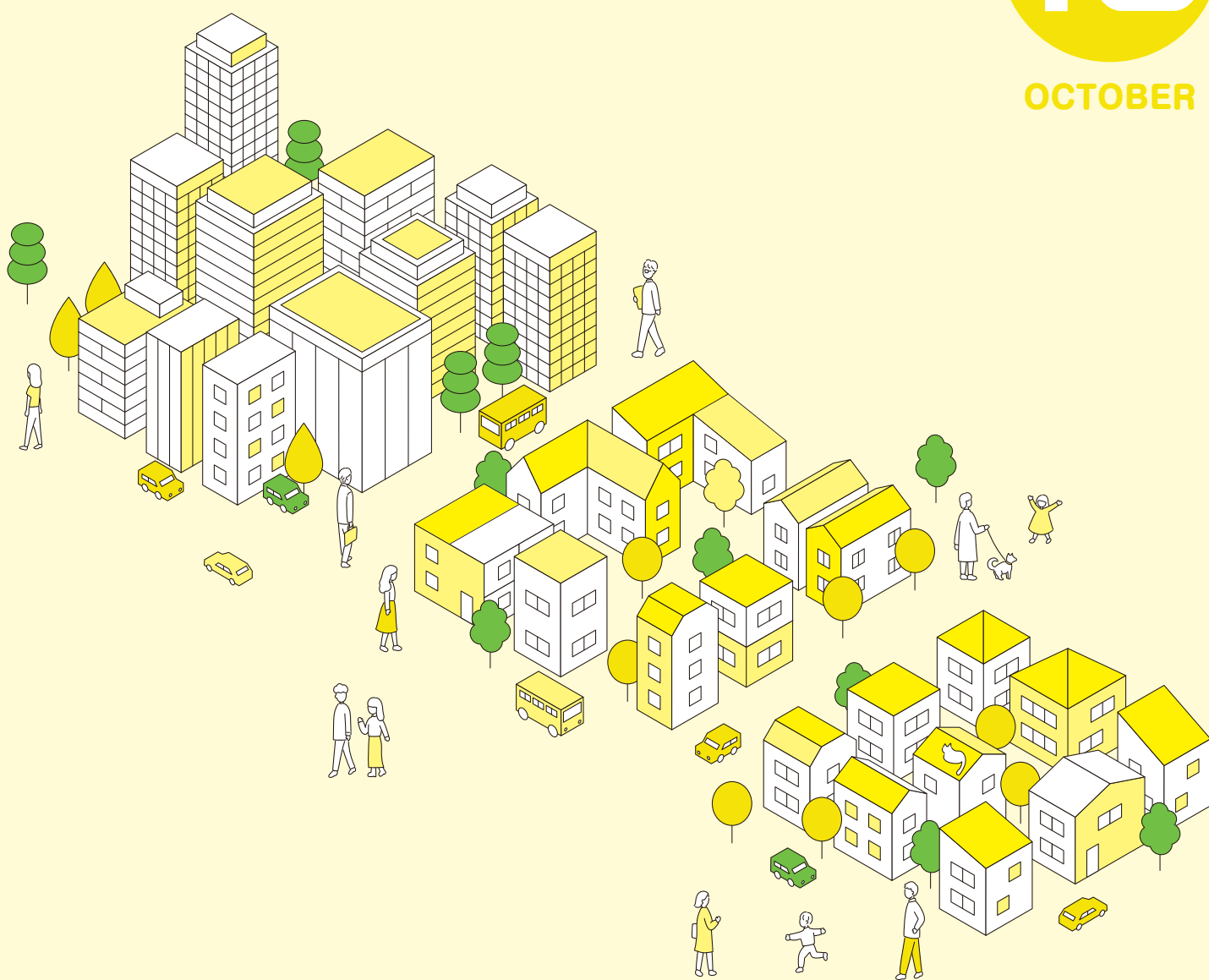
JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

検定協会だより

令和7年10月 第538号

10

OCTOBER





令和7年10月号

<https://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

- 1 進化し続ける消防
～DX推進で予防行政の充実強化～**
新潟市消防局長 阿部 一彦

随想

- 4 検定制度と検定協会 第7回
～スプリンクラー設備の設置対象の変遷(1)～**
元東京理科大学火災科学研究所教授 博士(工学) 小林 恭一

消防機関火災事例

- 9 令和6年中の規制対象物における火災発生状況(その3)**
大阪市消防局予防部

協会情報

- 23 検定手数料(認可手数料)の改定に係るお知らせ**
企画研究部 業務課
- 24 「閉鎖型スプリンクラーヘッドの検定細則の一部を
改正する規程」について**
消火・消防設備部 消火設備課
- 25 日本消防検定協会(旧)中央試験場解体工事のお知らせ**
総務部 監理課
- 26 「Fire Safety & Rescue VIETNAM 2025」への
出展を終えて**
企画研究部 企画研究課

お知らせ

- 30 令和7年度 危険物事故防止対策論文募集**
- 32 有効期限を経過した受託評価品目**
- 33 協会通信・業界の動き**
- 37 新たに取得された型式一覧**
- 39 検定・性能評価・受託評価数量(令和7年9月)**

巻頭のことば

進化し続ける消防 ～DX推進で予防行政の 充実強化～

新潟市消防局長
阿部一彦



【新潟市について】

日本一の大河・信濃川が流れる水の都新潟市は古くから「みなとまち」として栄え、江戸時代には北前船の最大の寄港地として、また幕末には開港五港にも選ばれるなど、人・物・文化が交流するまちとして発展してきた歴史を持ち、平成19年4月1日には近隣市町村との合併を経て、本州日本海側初の政令指定都市となりました。

各都市を結ぶ整備された高速道路網や首都圏と直結している上越新幹線により、国内の交通・流通網が充実しているほか、国際空港、国際港湾を擁し、日本と世界を結ぶ本州日本海側最大の拠点都市として高次の都市機能を備えています。一方で、国内最大の水田面積を持つ大農業都市であり、日本海、信濃・阿賀野の両大河、福島潟、鳥屋野潟、ラムサール条約登録湿地である佐潟など、多くの水辺空間と里山などの自然に恵まれており、多面的な魅力を備えています。

この独自性を活かし、「田園の恵みを感じながら 心豊かに暮らせる 日本海拠点都市」を目指して、都市機能の再構築と地域の持続的発展に取り組むため、新潟駅から万代、古町にかけての都心エリアを「にいがた2km（ニキロ）」と名付け、交通・商業・文化・防災が融合した活力ある空間づくりを推進しています。

【予防業務のデジタル化について】

コロナ禍を経た生活スタイルの変化やインターネット、スマートフォンの普及、都市機能の進展に伴い、消防機関も変化に対応するための進化が求められている昨今、当局では、従来の枠にとらわれず、新たな知識や技術を積極的に取り入れ、時代の要請に応じた体制づくりを進めています。その取組みの一環として予防業務のデジタル化についてご紹介させていただきます。

検定協会だより 令和7年10月

【防火管理に関する講習のオンライン化】

令和7年4月より、防火管理講習（甲種新規）をオンラインで実施できるシステムを構築しました。申込から決済、受講管理、講習コンテンツの提供、効果測定、デジタル修了証の発行まで一貫してデジタルで完結する仕組みです。これにより受講者は時間や場所に縛られず学習でき、台風や大雪などで対面講習が困難な場合でも受講機会を確保できるようになり、利便性が大幅に向上し、受講者からも好評を得ております。今回のオンライン化は、防火管理教育の効率化と質の向上を同時に実現する取り組みとなります。

【規制事務の電子化】

令和5年度より、液晶ペンタブレットや図面ソフトウェア、タブレット端末などの電子機器の整備に加え、内規の改正やマニュアル作成など、電子化に向けた準備を進め、令和7年3月に消防同意、5月には危険物許認可の電子申請を開始しました。消防同意では、申請の受付から審査～同意～消防検査までをタブレット端末で実施することでペーパーレス化を実現し、申請図書の保管スペースを削減することもでき、さらに、危険物許認可の電子申請に併せて、手数料のキャッシュレス決済（クレジットカードまたはコード決済）も導入し、申請者の利便性向上とともに、職員の事務負担軽減、業務効率化にもつながっています。今後は、消防用設備等検査済証の電子交付にも取り組み、申請～審査～交付の一連業務をデジタル化することで、より迅速で安全性の高い消防行政の実現を目指してまいります。

【モバイル査察の導入】

当局では、毎年一万件を超える防火対象物に対し立入検査を実施しております。従来は紙による対象物台帳の準備や法令資料の書籍の携行、さらには署所に戻ってからの査察結果や対象物情報の入力など、多くの事務作業が検査員の負担となっておりました。こうした課題を解消し、業務の効率化と質の向上を図るため、全署所にタブレット端末とモバイルルーターを整備し、検査業務のデジタル化を推進しております。資料をデータとして端末に集約することで、現場で必要な情報を即座に確認でき、紙出力の削減によるコスト低減や携行品の軽量化も実現しました。

また、違反処理においてもタブレット端末やモバイルプリンター、スキャナーを活用することで、現場での質問調書の作成や資料徴収が可能となり、従来は署所に戻ってから行っていた作業を現地で完結できるようになりました。これらの機器導入により、業

務の迅速化と関係者の負担軽減が実現し、より効率的で信頼性の高い検査、違反処理が期待されます。

【終わりに】

以上の取組みは、単なる業務効率化にとどまらず、消防DXの推進として、市民の安心・安全をより確実に守るための基盤強化につながっております。タブレット端末やクラウド技術の導入により、従来時間を要していた手続きや検査業務を効率化するとともに、職員の負担を軽減し、業務の迅速化と精度向上を実現していきます。

将来的には、災害時や緊急時においても、必要な情報を瞬時に共有・活用できる体制が整備され、市民の安全確保に直結する効果が期待されます。今後も新たな技術を積極的に取り入れ、業務の高度化と質の向上を図るとともに、将来を見据えた持続可能で信頼される消防行政の実現に向け、努力を続けてまいります。

結びに、貴協会のますますのご発展と全国の消防関係機関の皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、巻頭のことばとさせていただきます。

検定制度と検定協会 第7回 ～スプリンクラー設備の 設置対象の変遷 (1)～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小 林 恭 一



スプリンクラー設備は、消防用設備等の中でもその効果と信頼性はずば抜けていますが、一方で設置コストが高いという弱点があります。このため、大きな被害を出す火災が発生すると、関係する防火対象物にスプリンクラー設備の設置を義務づけるべきではないか、という声が上がリ、消防庁では、そのたびに慎重に検討しては、あるときは設置対象を拡大し、あるときは見送るという歴史を繰り返してきました。本稿では、そのようなスプリンクラー設備の設置対象拡大の歴史を整理するとともに、検定対象となっているスプリンクラー設備関係の消防用機械器具等との関係も整理してみたいと思います。

当初の基準

表1は、消防法第17条が全国統一的な規定になった当時（昭和36年（1961）4月1日）のスプリンクラー設備の設置対象（消防法施行令（以下「消令」）第12条第1項）を整理したものです。ここでは、現在の指定可燃物に相当する物質に関する規定（第3号）は除いていますが、事実上、現在（第8号、指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第4で定める数量の1000倍以上貯蔵し、又は取り扱う消令別表第一に掲げる建築物・工作物にはスプリンクラー設備を設置する。）と同様ですので、以下の分析でも省略することにします。

当時、防火対象物全体にスプリンクラー設備の設置が必要となるほど火災危険性が高いと考えられていたのは、消令別表第一第（1）項（劇場等、「（1）項」と略記し、以下、他の用途も同様とします。）と（4）項（物品販売店舗等）だけでした。

（1）項は、舞台部の設けられる階とその床面積によってスプリンクラー設備の設置義務が規定されており、たとえば舞台部が地階、無窓階又は4階以上の階にある場合、舞

表1 当初のスプリンクラー設備設置対象（消令第12条第1項）（昭和36年（1961）4月1日）

施行年月日		消令12条1項		対象となる政令 別表第一の用途	階等の条件	スプリンクラーを設置する 防火対象物又はその部分
和暦	西暦年	号	現号			
S36.4.1 ～ 現在	1961 ～ 現在	1	2	(1)項	舞台部が地階、無窓階or4階以上の階にあるもの	舞台部の床面積300㎡以上の防火対象物
					その他の階にあるもの	舞台部の床面積500㎡以上の防火対象物
S36.4.1 ～ S48.5.31	1961 ～ 1973	2	4	(4)項	階数が5以上	売り場の床面積の合計6000㎡以上の防火対象物
					階数が4以下	売り場の床面積の合計9000㎡以上の防火対象物
S36.4.1 ～ S39.6.30	1961 ～ 1964	4	11	(2)項	地階、無窓階or4階以上の階	主たる用途に供する部分の床面積が1000㎡以上の階
				(3)項口、(4)項、(5)項イ、(6)項		主たる用途に供する部分の床面積が1500㎡以上の階

(注1) 指定可燃物相当物質関係の規定(第3号)は除いている。以下の表において同じ。

(注2)「現号」は、当時の基準に相当する現在の消令(第12条第1項)の号番号を示す。以下の表において同じ。

台部の床面積が300㎡以上あれば、当該防火対象物全体にスプリンクラー設備の設置が必要となります。この規定は、現在でも同様です。

このような規定ぶりは、他の用途に比して（１）項の火災危険を過大視し過ぎているようにも見えますが、舞台部は無窓の高天井空間で大道具・緞帳などの可燃物が立体的に錯綜しており、消火が極めて難しいものです。一方で、防火区画されていない隣接の無窓空間には多数の客席があり、避難路は限定されています。考えてみれば、（１）項は出火した場合には極めて危険なものだと改めて思います。実際、当時、東京で、神田共立講堂の火災（昭和31年（1956））、明治座の火災（昭和32年（1957））、東京宝塚劇場の火災（昭和33年（1958）死者3名）など、耐火建築物なのに全焼する有名建築物の火災が立て続けに起こっていたため、（１）項のスプリンクラー設備設置基準を特別厳しくしても、そう違和感はなかったのかも知れません。

（４）項の代表である大規模百貨店は、無窓の大空間に可燃物が大量に集積され、女性、子供、老人を含む不特定多数の客が利用する施設であるため、当時も社会的に火災危険が問題視されていました。また、欧米の火災保険会社が百貨店にはスプリンクラー設備の設置を前提としていたこともあって、有名百貨店は既に火災保険制度に対応したスプリンクラー設備は設置済みでした。このため、大規模な（４）項には防火対象物全体にスプリンクラー設備の設置が義務づけられることは、当然と考えられていたのかも知れません。

（１）項と（４）項以外では、（２）項（キャバレー等）、（３）項口（飲食店）、（５）項イ（旅館・ホテル等）及び（６）項（病院・福祉施設等）も火災危険が高いと考えられており、地階、無窓階又は4階以上の階で一定以上の床面積のものには、当該階にスプリンクラー

設備の設置を義務づける規定ぶりになっていました。これらの用途は、その後の「特定防火対象物」とほぼ同様のラインアップです。

その後、スプリンクラー設備の設置対象は、①高層建築物の登場、②千日デパートビル火災と大洋デパート火災、③高齢者福祉施設の火災と病院火災、④その他大きな被害を出す火災、などを踏まえて、順次拡大されていくことになります。以下、これらについて、その変遷を見ていくことにします。

高層建築物の登場

昭和36年（1961）まで、建築物の高さは建築基準法（以下「建基法」）の集団規定で31m以下に制限されていました（建基法第57条（当時））。しかし、昭和36年（1961）の特定街区制度（建基法第59条の2（当時））の創設により高さ31mを超える建築物（高層建築物）の建築が可能になったため、当時、同制度第1号の霞ヶ関ビル（昭和43年（1968）竣工）を皮切りに、多数の高層建築物が急速に建設されるようになると考えられていました。このため、高層建築物に対するスプリンクラー設備の設置基準が、表2のように順次強化されました。

表2 高層建築物におけるスプリンクラー設備設置対象の推移

番号	施行年月日		消令12条1項		対象となる政令 別表第一の用途	階等の条件	スプリンクラー設備を設置する 防火対象物又はその部分
	和暦	西暦年	号	現号			
①	S39.7.1 ～ S48.5.31	1964 ～ 1973	5	12	(1)項～(6)項、(12)項 口、(15)項	11階以上の部分のうち、建基 令112条の高層面積区画(100 ㎡～500㎡)された部分以外の 部分	11階以上で当該部分の床面積 の合計が100㎡超の部分
②	S48.6.1～ 現在	1973～ 現在	7	12	別表第一に掲げる防火 対象物	11階以上の階	当該階※
③	S50.1.1 ～ 現在	1975 ～ 現在	2	3	(1)項～(4)項、 (5)項イ、(6)項、(9)項イ、 (16)項イ	地階を除く階数が11以上	地階を除く階数が11以上の防火 対象物※

※省令で定める部分を除く

表2の①のいわゆる「高層面積区画」は、予想される高層建築物大量建設時代を前に、昭和39年（1964）1月に建基法施行令（以下「建基令」）第112条（防火区画）に第5項～第7項（現第7項～第9項）として追加されたものです。内容は、高層部分は100㎡区画（第5項）を基本とし、内装が下地・仕上りとも準不燃材料なら200㎡区画（第6項）、不燃材料なら500㎡区画（第7項）で、スプリンクラー設備などの自動消火設備設置で倍読み出来ることになっており、考え方は現在と全く同様です。

表2の①は、昭和39年（1964）7月に、この高層面積区画の制定を受けて定められた

ものです。建築基準法で高層面積区画の義務があるのに、それ以外の部分にスプリンクラー設備を設置することになっており、いったいどこに設置することになるのか、考えてもよくわかりません。可能性のあるのは階段室やエレベーター部分ですが、それも昭和46年（1971）1月に第8項（現第10項）が追加されて、高層面積区画の適用除外が明記されました。

というわけで、表2の①に基づくスプリンクラー設備の設置例はほとんどなかったのではないかと考えられます。もっとも、霞が関ビル、世界貿易センタービルなど、草創期のほとんどの高層ビルには、スプリンクラー設備が全館に自主設置されたということです。この規定の実質的な意味はあまりなかったのかも知れません。

それにしても、なぜこんな規定ぶりになったのでしょうか。はしご車の届かない高層部分で火災が発生しても、細かく防火区画されていれば、建物全体が炎上してしまうようなことにはならないはず、それ以外の部分にだけスプリンクラー設備の設置を義務づけておけば「最低限の基準」としては十分である、ということかも知れません。

しかし、高層部分でも、内装制限されていれば最大500㎡というかなり大きな空間がスプリンクラー設備なしで建設可能になってしまいます。高層部分でそのような空間が火災になった場合、消防活動は相当大変だと思います。消防庁や消防機関としては、高層建築物のスプリンクラー設備の設置対象を、もっと厳しくしたかったのではないのでしょうか。

このため、後述するように、千日デパートビル火災（昭和47年（1972）5月、死者118名）を契機とした一連の規制強化の際に表2の②の改正が行われ、大洋デパート火災（昭和48年（1973）11月、死者100名）を契機とした規制強化の際には③の改正が行われました。

②の改正により、どんな防火対象物でも11階以上の階には原則としてスプリンクラー設備が設置されることになり、③の改正によって、高層の特定防火対象物については、既存のものも含めて防火対象物全体にスプリンクラー設備が設置されることになって、高層建築物の火災安全性は非常に高くなりました。

火災になった千日デパートビルも大洋デパートも高層建築物ではなかったのに、その当時の世論や国会での議論等を背景に、抜け目なく高層建築物に対するスプリンクラー設備の設置規制を強化した当時の消防庁の手際には感心します。

なお、表2の「※ 省令で定める部分を除く」の「省令」は消防法施行規則（以下「消則」）第13条のことです。昭和48年（1973）6月に②の改正により、用途を問わず11階以上の階には原則としてスプリンクラー設備が設置されることになった時、同日付で消則第13条が改正されました。この改正では、高層共同住宅を念頭に、原則として100㎡以下

ごとに所定の防火区画がなされた部分にはスプリンクラー設備の設置を免除（同条第1項（現第2項））したほか、高層建築物全体を対象として、階段室、浴室などスプリンクラー設備の設置が必要ないか適当でない場所を細かく規定しています（同条第2項（現第3項））。

（以下次号）

（注）本稿の過去の改正内容については、東京理科大学ホームページ「消防法令改正経過検索システム」による。

令和6年中の規制対象物における火災発生状況 (その3)

大阪市消防局予防部

(2) 警報設備

ア 自動火災報知設備の作動状況

規制対象物の火災435件のうち、出火当時に自動火災報知設備の設置されていた対象物での火災は328件であった。そのうち189件(57.6%)で自動火災報知設備が作動し、すべての火災において初期消火、通報及び避難を促す等、所期の目的を達成した。

一方、作動しなかった火災は139件(42.4%)で、そのうち火災が小規模等の理由により作動に至らなかったものが67件、法定警戒不要部分での出火は10件であった。

なお、火災の発生した規制対象物1件あたりの焼損床面積で比較すると、設置済が3.1㎡、未設置が7.8㎡であった。

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。

表25 自動火災報知設備と焼損床面積との関係の作動と効果

焼損床面積、焼損表面積及び1件当たりの焼損床面積の単位：㎡																			
設置状況 焼損程度区分		合計				全焼			半焼			部分焼			ぼや		爆発		
		件数	焼損床面積	焼損表面積	1件 焼損床面積の	件数	焼損床面積	焼損表面積	件数	焼損床面積	焼損表面積	件数	焼損床面積	焼損表面積	件数	焼損床面積	焼損表面積		
設置状況	焼損程度区分	総計		435	1,843	1,231	4.2	1	190	30	4	436	94	135	1,217	1,107	294	-	1
		合計	107	830	333	7.8	1	190	30	3	236	2	42	404	301	61	-	-	
		設置義務有	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
		設置義務無	104	830	333	8.0	1	190	30	3	236	2	42	404	301	58	-	-	
	合計	328	1,013	898	3.1	-	-	-	1	200	92	93	813	806	233	-	-	1	
	作動	小計	189	772	660	4.1	-	-	-	1	200	92	71	572	568	116	-	-	1
		奏功	189	677	533	3.6	-	-	-	1	200	92	71	572	568	116	-	-	1
		不奏功	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動作	小計	139	241	238	1.7	-	-	-	-	-	-	22	241	238	117	-	-	-
		火災が小規模等	67	32	34	0.5	-	-	-	-	-	-	6	32	34	61	-	-	-
法定警戒不要部分		10	80	65	8.0	-	-	-	-	-	-	5	80	65	5	-	-	-	
不詳・その他		62	129	139	2.1	-	-	-	-	-	-	11	129	139	51	-	-	-	

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。

イ 非常警報設備又は器具の使用状況と効果

規制対象物の火災435件のうち、出火当時に非常警報設備または器具の設置されていた対象物での火災は44件であった。そのうち、14件(31.8%)で非常警報設備または器具が使用され、すべての火災において通報、避難誘導活動を促す等、所期の目的を達成した。一方、使用しなかった火災は30件(68.2%)であった。

表26 非常警報設備・器具の使用と効果

面積の単位 : m²

焼損程度区分 使用状況		合計	焼損床面積	1件当たりの 焼損床面積	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発
総計		44	133	3.0	－	－	14	30	－
使用	合計	14	23	1.6	－	－	4	10	－
	奏功	14	23	1.6	－	－	4	10	－
	不奏功	－	－	－	－	－	－	－	－
不使用	合計	30	110	3.7	－	－	10	20	－

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。

《参考》

別表1 用途別火災件数（月別）

用途	月	合 計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
合 計		435	41	35	35	41	38	33	37	40	28	34	33	40
(1)項	イ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2)項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ニ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3)項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	27	2	5	1	3	3	-	2	1	1	4	2	3
(4)項		4	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
(5)項	イ	5	-	-	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-
	ロ	191	16	15	19	15	18	20	13	15	15	10	18	17
(6)項	イ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	ロ	2	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	ハ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	ニ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
(7)項		3	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-
(8)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(9)項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(10)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(11)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(12)項	イ	16	2	1	2	4	-	-	1	1	-	3	1	1
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(13)項	イ	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(14)項		10	-	1	-	3	-	-	1	2	1	1	-	1
(15)項		17	2	3	-	1	-	2	1	1	1	3	2	1
(16)項	イ	106	7	7	10	8	9	7	15	14	5	7	7	10
	ロ	43	8	2	1	4	5	3	2	4	3	5	3	3
(16の2)項		3	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
(17)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(18)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

別表2 焼損程度別火災件数（月別）

焼損程度	月	合 計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
合 計		435	41	35	35	41	38	33	37	40	28	34	33	40
全焼		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
半焼		4	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-
部分焼		135	10	11	14	15	15	12	11	8	5	11	10	13
ぼや		294	30	24	20	25	22	21	26	32	23	23	21	27
爆発		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

別表3 出火時間別の火災件数、焼損床面積及び損害額

後継程度区分 出火時間		合計					全焼			半焼			部分焼			ぼや			爆発	
		件数	焼損床面積	損害額	1件当たりの 焼損床面積	1件当たりの 損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	損害額
合計		435	1,843	213,352	4.2	490.5	1	190	6,477	4	436	94,022	135	1,217	94,531	294	-	18,278	1	44
0時		21	247	11,254	11.8	535.9	1	190	6,477	-	-	-	6	57	4242	14	-	535	-	-
1時		14	150	9,713	10.7	693.8	-	-	-	-	-	-	7	150	9430	7	-	283	-	-
2時		11	28	1,260	2.5	114.5	-	-	-	-	-	-	3	28	459	8	-	801	-	-
3時		17	99	2,560	5.8	150.6	-	-	-	-	-	-	8	99	2479	9	-	81	-	-
4時		12	63	4,395	5.3	366.3	-	-	-	-	-	-	7	63	4362	5	-	33	-	-
5時		7	62	3,753	8.9	536.1	-	-	-	-	-	-	5	62	3747	2	-	6	-	-
6時		15	37	2,416	2.5	161.1	-	-	-	-	-	-	5	37	2313	10	-	103	-	-
7時		9	26	1,301	2.9	144.6	-	-	-	-	-	-	3	26	1267	6	-	34	-	-
8時		21	44	8,813	2.1	419.7	-	-	-	-	-	-	7	44	8290	14	-	523	-	-
9時		14	1	151	0.1	10.8	-	-	-	-	-	-	2	1	45	12	-	106	-	-
10時		26	63	4,135	2.4	159.0	-	-	-	-	-	-	8	63	4007	18	-	128	-	-
11時		16	2	237	0.1	14.8	-	-	-	-	-	-	4	2	146	12	-	91	-	-
12時		23	87	9,377	3.8	407.7	-	-	-	-	-	-	7	87	8679	16	-	698	-	-
13時		23	45	8,227	2.0	357.7	-	-	-	-	-	-	8	45	2353	14	-	5830	1	44
14時		20	25	2,735	1.3	136.8	-	-	-	-	-	-	7	25	2672	13	-	63	-	-
15時		16	47	2,763	2.9	172.7	-	-	-	-	-	-	4	47	1937	12	-	826	-	-
16時		23	132	12,202	5.7	530.5	-	-	-	1	65	3342	6	67	5694	16	-	3166	-	-
17時		29	108	4,809	3.7	165.8	-	-	-	-	-	-	12	108	3732	17	-	1077	-	-
18時		17	176	41,682	10.4	2,451.9	-	-	-	2	171	41,258	3	5	177	12	-	247	-	-
19時		25	254	58,314	10.2	2,332.6	-	-	-	1	200	49,422	7	54	8165	17	-	727	-	-
20時		21	10	1,148	0.5	54.7	-	-	-	-	-	-	3	10	189	18	-	959	-	-
21時		20	25	2,537	1.3	126.9	-	-	-	-	-	-	5	25	2222	15	-	315	-	-
22時		21	85	14,058	4.0	669.4	-	-	-	-	-	-	4	85	12437	17	-	1621	-	-
23時		14	27	5,512	1.9	393.7	-	-	-	-	-	-	4	27	5487	10	-	25	-	-

別表 4 火災発生対象物の焼損程度及び損害額

焼損程度区分 用途		対象物数	合計					全焼				半焼				部分焼				ぼや		爆発	
			件数	焼損床面積	損害額	1件当たりの 焼損床面積	1件当たりの 損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	損害額		
合計			105,055	435	1,843	213,352	4.2	490.5	1	190	6,477	4	436	94,022	135	1,217	94,531	294	-	18,278	1	44	
(1)項	イ	55	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	1,019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(2)項	イ	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	99	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	
	ハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ニ	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(3)項	イ	208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	3,174	27	196	7,667	7.3	39.1	1	190	6,477	-	-	-	6	6	955	20	-	235	-	-	-	
(4)項	イ	2,317	4	5	847	1.3	169.4	-	-	-	-	-	-	1	5	837	3	-	10	-	-	-	
	ロ	2,978	5	1	910	0.2	910.0	-	-	-	-	-	-	1	1	159	4	-	751	-	-	-	
(5)項	ロ	32,927	191	885	68,984	4.6	-	-	-	-	-	-	-	73	885	66,873	118	-	2,111	-	-	-	
	イ	871	1	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	6	-	-	
(6)項	ロ	946	2	-	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	19	-	-	
	ハ	1,868	2	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	8	-	-	
	ニ	229	2	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	19	-	-	
	(7)項	1,915	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	
(8)項	イ	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(9)項	ロ	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(10)項	178	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(11)項	イ	707	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	6,769	16	95	7,667	5.9	80.7	-	-	-	1	65	3,342	5	30	804	10	-	3,521	-	-	-	
(12)項	ロ	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	イ	3,427	1	50	724	500	14.5	-	-	-	-	-	-	1	50	724	-	-	-	-	-	-	
(13)項	ロ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(14)項	5,367	10	91	38,469	9.1	422.7	-	-	-	1	91	37,856	1	-	597	8	-	16	-	-	-	
(15)項	イ	12,457	17	67	4,828	3.9	72.1	-	-	-	-	-	-	7	67	2,316	10	-	2,512	-	-	-	
	ロ	16,253	106	270	72,907	2.5	270.0	-	-	-	1	200	49,422	28	70	15,514	77	-	7,971	-	-	-	
(16)項	ロ	10,798	43	183	10,287	4.3	56.2	-	-	-	1	80	3,402	12	103	5,752	29	-	1,089	1	44	-	
	(16の2)項	9	3	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	5	-	-	
(17)項	イ	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

別表5 建築物構造別及び用途別火災件数、焼損床面積及び損害額

用途		焼損程度区分		合計										耐火建築物						準耐火建築物						不適建築物						焼損床面積の単位：㎡、損害額の単位：千円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				件数					損害額					件数			損害額			件数			損害額			件数			損害額			件数			損害額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発	焼損床面積	損害額	小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発	焼損床面積	損害額	小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発	焼損床面積	損害額	小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発	焼損床面積	損害額	小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発	焼損床面積	損害額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計		435	1	4	135	294	1	1,843	213,352	363	-	3	108	251	1	1,416	157,484	36	-	1	18	17	-	189	44,461	36	1	2	9	26	-	238	11,407																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(1)項	イ	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

別表6 火災発生原因別の焼損程度及び損害額

焼損床面積の単位:㎡、損害額の単位:千円

焼損程度区分 原因	合計					全焼			半焼			部分焼			ほや			爆発	
	件数	焼損床面積	損害額	1件当たりの焼損床面積	1件当たりの損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	焼損床面積	損害額	件数	損害額
合計	435	1,843	213,352	4.2	490.5	1	190	6,477	4	436	94,022	135	1,217	94,531	294	-	18,278	1	44
電気製品	63	157	31,148	2.5	494.4	-	-	-	-	-	-	16	157	23,833	47	-	7,315	-	-
たばこ	寝たばこ	8	19	887	2.4	110.9	-	-	-	-	-	4	19	882	4	-	5	-	-
	その他	49	253	16,216	5.2	330.9	-	-	-	-	-	19	253	16,037	30	-	179	-	-
電気配線類	57	383	57,256	6.7	1,004.5	-	-	-	1	91	37,856	23	292	17,023	33	-	2,377	-	-
ガスこんろ	49	282	54,011	5.8	1,102.3	-	-	-	2	280	52,824	12	2	839	34	-	304	1	44
天ぷら油	ガス	34	229	13,784	6.7	405.4	1	190	6,477	-	-	10	39	7,014	23	-	293	-	-
	その他	8	-	46	-	5.8	-	-	-	-	-	1	-	9	7	-	37	-	-
放火	建物内	33	112	14,873	3.4	450.7	-	-	-	-	-	11	112	9,115	22	-	5,758	-	-
	建物外	5	-	64	-	12.8	-	-	-	-	-	1	-	57	4	-	7	-	-
電気ストーブ	11	20	1,794	1.8	163.1	-	-	-	-	-	-	2	20	1,711	9	-	83	-	-
電気こんろ	11	3	189	0.3	17.2	-	-	-	-	-	-	1	3	99	10	-	90	-	-
ライター	10	45	3,668	4.5	366.8	-	-	-	-	-	-	3	45	3,236	7	-	432	-	-
溶接(断)機	9	35	1,851	3.9	205.7	-	-	-	-	-	-	2	35	1,802	7	-	49	-	-
自然発火	7	-	634	-	90.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	634	-	-
ローソク	6	25	1,194	4.2	199.0	-	-	-	-	-	-	3	25	1,174	3	-	20	-	-
コンデンサ	6	14	782	2.3	130.3	-	-	-	-	-	-	4	14	770	2	-	12	-	-
ストーブ(電気以外)	3	60	3,949	20.0	1,316.3	-	-	-	-	-	-	1	60	3,934	2	-	15	-	-
自動車等(放火除く)	3	50	772	16.7	257.3	-	-	-	-	-	-	1	50	724	2	-	48	-	-
火遊び	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
不明	21	143	8,867	6.8	422.2	-	-	-	1	65	3,342	12	78	5,459	8	-	66	-	-
その他	41	13	1,367	0.3	33.3	-	-	-	-	-	-	9	13	813	32	-	554	-	-

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。

別表 7 原因別及び出火時間別火災件数

原因 出火時間	合計	電気配線 器具	たばこ		電気配線 種類	ガス こんろ	天ぷら油		放火		電気ストーブ	電気 こんろ	ライター	溶接（断）機	自然発火	ローソク	コンデンサ	ストーブ（電気以外）	自動車等（放火除く）	火遊び	不明	その他
			喫 たばこ	その他			ガス	その他	建物内	建物外												
合計	435	63	8	49	57	49	34	8	33	5	11	11	10	9	7	6	6	3	3	1	21	41
0時	21	2	-	2	4	1	3	-	3	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	3
1時	14	2	-	1	2	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	1	-	-	2
2時	11	2	-	-	2	1	-	-	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
3時	17	2	-	3	1	2	-	-	3	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	1	2
4時	12	2	2	2	1	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
5時	7	1	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
6時	15	3	1	1	3	2	1	-	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
7時	9	2	-	1	-	3	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
8時	21	5	-	3	1	2	-	-	1	-	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	1	3
9時	14	3	-	1	3	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	1	1
10時	26	2	-	3	2	2	4	-	2	-	-	1	-	1	1	-	-	1	-	-	2	5
11時	16	2	-	2	4	1	1	-	-	-	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	1
12時	23	2	-	7	6	-	1	-	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3
13時	23	5	-	1	3	4	2	-	3	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
14時	20	4	-	5	1	2	2	-	1	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2
15時	16	3	-	-	1	4	3	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-
16時	23	3	1	3	4	2	3	-	-	-	1	-	-	1	2	-	-	-	-	-	2	1
17時	29	4	-	3	4	3	2	-	1	-	-	1	-	1	-	1	1	-	1	-	3	4
18時	17	1	-	1	2	4	2	-	-	1	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	2
19時	25	1	1	1	5	4	3	2	-	-	-	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-	3
20時	21	3	1	3	1	5	-	-	1	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	2
21時	20	3	1	4	1	2	2	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	2
22時	21	4	-	2	3	2	1	1	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	2	2
23時	14	2	-	-	2	1	1	2	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-

別表８ 原因別及び出火箇所別火災件数

原因 出火箇所	合計	電気製品	たばこ		電気配線類	ガスこんろ	天ぷら油		放火		電気ストーブ	電気こんろ	ライター	溶接（断）機	自然発火	ローソク	コンデンサ	ストーブ（電気以外）	自動車等（放火除く）	火遊び	不明	その他
			寝たばこ	その他			ガス	その他	建物内	建物外												
合計	435	63	8	49	57	49	34	8	33	5	11	11	10	9	7	6	6	3	3	1	21	41
居室	120	15	8	19	21	3	2	1	10	-	9	3	6	-	1	4	-	3	-	-	8	7
台所	62	3	-	2	2	20	12	6	1	-	-	5	1	-	1	-	-	-	-	-	3	6
調理室（場）	37	3	-	-	3	6	17	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	6
飲食店舗部分	34	1	-	1	3	16	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	8
ベランダ・バルコニー	23	-	-	12	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	6
作業場・工場	23	9	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	3	-	-	-	-	5
廊下・階段	17	2	-	5	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
一般倉庫	13	4	-	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2	-	-	-	1	-
玄関	13	2	-	-	2	-	-	-	5	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
一般事務室	10	4	-	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物品販売店舗部分	10	5	-	-	1	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
機械室	6	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
集積場・置場（屋内）	5	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
その他（建物火災）	5	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
ごみ集積場（屋外）	4	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
洗面所	4	1	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス店舗部分	3	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
外壁	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
駐車場（屋内）	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
天井裏・屋根裏	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
浴室	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
ステージ・舞台	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
個室的な事務室	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
工事中の建物	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
更衣室	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊客室	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食事室	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
敷地内	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
便所	2	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エレベーター	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
その他（車両火災等）	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
プラットホーム	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般道路	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
押入・納戸	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貫通部	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
休憩室	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
広間・ホール	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実験・研究室	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集会・会議室	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
床下	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
診療室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
駐輪場（屋内）	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
展示室	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気室	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湯沸室（場）	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
壁内	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

別表9 建築物構造別及び用途別の死傷者数

建築物構造区分 用途		合計				耐火建築物				準耐火建築物				木造建築物等			
		件数	死者	自殺者	負傷者	件数	死者	自殺者	負傷者	件数	死者	自殺者	負傷者	件数	死者	自殺者	負傷者
合計		435	4	1	111	363	3	1	96	36	1	-	9	36	-	-	6
(1)項	イ	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2)項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	ハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ニ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3)項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	27	-	-	3	12	-	-	1	4	-	-	-	11	-	-	2
(4)項		4	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
(5)項	イ	5	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	191	2	1	63	171	1	1	54	10	1	-	6	10	-	-	3
(6)項	イ	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	2	-	-	1	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	ハ	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	ニ	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(7)項		3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(8)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(9)項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(10)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(11)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(12)項	イ	16	-	-	4	10	-	-	2	4	-	-	2	2	-	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(13)項	イ	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(14)項		10	-	-	-	3	-	-	-	6	-	-	-	1	-	-	-
(15)項		17	-	-	5	16	-	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-
(16)項	イ	106	1	-	24	97	1	-	24	4	-	-	-	5	-	-	-
	ロ	43	1	-	11	33	1	-	9	5	-	-	1	5	-	-	1
(16の2)項		3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(17)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(18)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※死者は、放火自殺者を除く。自殺者とは、放火自殺者をいう。

※負傷者は、消防職員を除く。

別表10 消火設備による初期消火活動とその効果

焼損程度区分 初期消火		焼損床面積、焼損表面積及び1件当りの焼損床面積の単位:m																
		合計				全焼			半焼			部分焼			ぼや			爆発
		件数	焼損床面積	焼損表面積	1件当たりの 焼損床面積	件数	焼損床面積	焼損表面積	件数	焼損床面積	焼損表面積	件数	焼損床面積	焼損表面積	件数	焼損床面積	焼損表面積	件数
合計		129	504	456	3.9	1	190	30	-	-	-	35	314	426	93	-	-	-
消火器具	小計	119	468	449	3.9	1	190	30	-	-	-	32	278	419	86	-	-	-
	完全消火	90	3	29	-	-	-	-	-	-	-	15	3	29	75	-	-	-
	延焼阻止	6	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	5	-	-	-
	効果無	23	465	418	20.2	1	190	30	-	-	-	16	275	388	6	-	-	-
屋内消火栓設備	小計	2	36	5	18.0	-	-	-	-	-	-	1	36	5	1	-	-	-
	完全消火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	延焼阻止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	効果無	2	36	5	18.0	-	-	-	-	-	-	1	36	5	1	-	-	-
泡消火設備	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	完全消火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	延焼阻止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	効果無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スプリンクラー設備	小計	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	6	-	-	-
	完全消火	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	6	-	-	-
	延焼阻止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	効果無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粉末消火設備	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	完全消火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	延焼阻止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	効果無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
屋外消火栓設備	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	完全消火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	延焼阻止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	効果無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
動力消防ポンプ	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	完全消火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	延焼阻止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	効果無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※各設備を重複して使用している場合は、主として使用したもののみを計上した。

※火災発生対象物以外の対象物等に設置されている消火設備を含む。

別表11 消火設備以外による初期消火活動とその効果

焼損程度区分 初期消火		焼損床面積、焼損表面積及び1件当りの焼損床面積の単位:㎡																
		合計				全焼			半焼			部分焼			ぼや			爆発
		件数	焼損床面積	焼損表面積	1件当たりの焼損床面積	件数	焼損床面積	焼損表面積	件数	焼損床面積	焼損表面積	件数	焼損床面積	焼損表面積	件数	焼損床面積	焼損表面積	件数
合計		158	277	237	1.8	-	-	-	-	-	-	35	277	237	122	-	-	1
水道水等	小計	115	177	165	1.5	-	-	-	-	-	-	24	177	165	90	-	-	1
	完全消火	81	1	13	0	-	-	-	-	-	-	9	1	13	71	-	-	1
	延焼阻止	7	9	17	1.3	-	-	-	-	-	-	2	9	17	5	-	-	-
	効果無	27	167	135	6.2	-	-	-	-	-	-	13	167	135	14	-	-	-
その他	小計	43	100	72	2.3	-	-	-	-	-	-	11	100	72	32	-	-	-
	完全消火	33	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	30	-	-	-
	延焼阻止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	効果無	10	100	69	10	-	-	-	-	-	-	8	100	69	2	-	-	-

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。

※水道水等には、水道・浴槽・汲み置きの水が該当する。

別表12 連結送水管の使用状況とその効果

焼損床面積及び1件当たりの焼損床面積の単位: m²

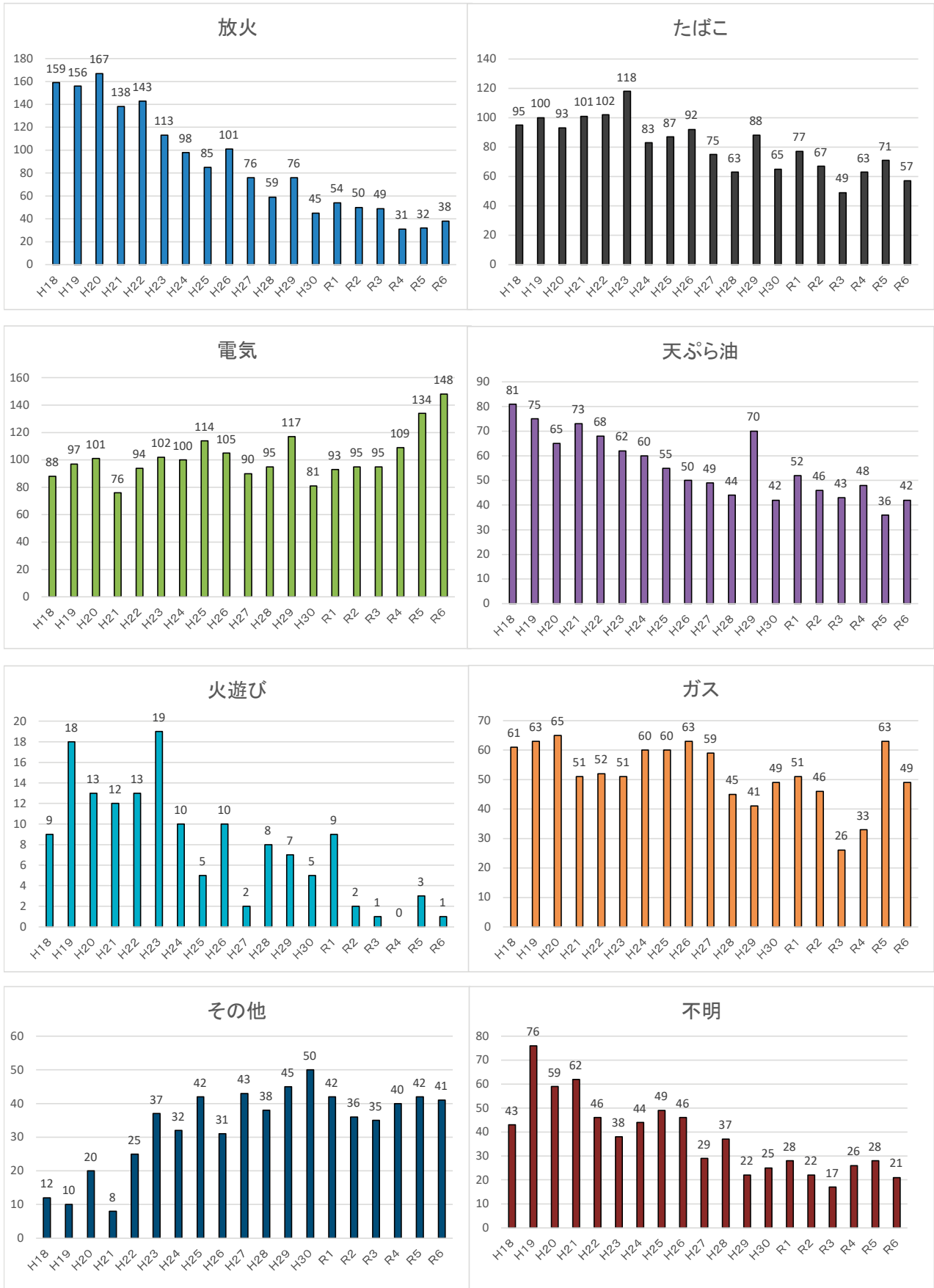
使用状況 \ 焼損程度区分		合計	焼損床面積	1件当たりの 焼損床面積	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発	
合計		186	360	1.9	－	－	42	144	－	
使用	小計		30	335	11.2	－	－	25	5	－
	出火階別内訳	地階	－	－	－	－	－	－	－	－
		3～5階	10	93	9.3	－	－	8	2	－
		6～10階	15	222	14.8	－	－	13	2	－
		11階以上	5	20	35	－	－	4	1	－
		屋根屋上	－	－	－	－	－	－	－	－
未使用	小計		156	25	0.2	－	－	17	139	－
	必要無し		126	2	0.0	－	－	14	112	－
	出火階別内訳	地階	10	－	－	－	－	－	10	－
		3～5階	9	16	1.8	－	－	1	8	－
		6～10階	7	7	1.0	－	－	2	5	－
		11階以上	2	－	－	－	－	－	2	－
		屋根屋上	2	－	－	－	－	－	2	－

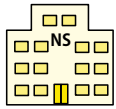
※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。

※設置対象物は、1階及び3階から出火した対象物を除く。

※使用したものは、すべて効果があったもの。

図 原因別火災発生件数の経年変化





検定手数料(認可手数料)の改定に係るお知らせ

企画研究部 業務課

日本消防検定協会は、総務大臣に検定手数料の改定について認可申請を行っていたところ、令和7年10月9日付けで認可されました。つきましては、認可を受けた新手数料を令和8年4月1日から適用させていただきます。改定の内容については次のとおりです。

1 改定の理由、背景

日本消防検定協会では、型式適合検定手数料について、国の行政改革の方針に従い、平成20年及び平成22年の2か年で、おおむね10%の引下げを行って以降、消費税率の変更に伴う引上げを除き、現在まで検定手数料を据え置いてきましたが、昨今の物価高騰や人材の確保といった環境の変化に対応するとともに、試験施設・設備の整備、更新を計画的に進め、今後も高い信頼性が求められる検定制度を適切に維持していくため、今回、検定手数料の改定を実施させていただくこととなりました。

なお、全面的な検定手数料の引上げは、昭和51年以来となります。

2 改定内容

試験及び型式適合検定の手数料について、改定率19.3%の引上げを行います。

3 新手数料の額について

令和8年4月から適用する手数料の詳細については、次のURLをご覧ください。

<https://www.jfeii.or.jp/download/>

「規程・書式・手数料」>「検定業務」>「■手数料」にお進みください。

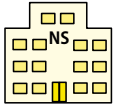
なお、受託評価業務手数料については、届出後に確認ができるようになります。

4 その他

- (1) 手数料の改定に係る事務手続については、令和8年2月までに改めてご案内させていただきます。
- (2) 受託評価業務手数料（届出手数料）についても検定手数料に準じた改定を予定しております。総務大臣へ届出次第、速やかにご案内させていただきます。

日本消防検定協会は、引き続き、信頼される試験機関として社会的責任を果たしてまいりますので、手数料の改定について何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

検定協会だより 令和7年10月



「閉鎖型スプリンクラーヘッドの検定細則の一部を改正する規程」について

消火・消防設備部 消火設備課

1 はじめに

基準の特例で承認されている先進事例の一般化及び国際規格との整合を図るため、令和7年7月30日に閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（以下「規格省令」という。）が改正されました。

これに伴い、規格省令で改正、追加された試験項目について補足をするため閉鎖型スプリンクラーヘッドの検定細則を改正いたしました。

2 改正の概要について

(1) 有効散水半径2.8mのヘッドについて

有効散水半径2.8mの散水分布試験について試験方法を規定しました。

(2) カバー付きヘッドについて

カバーの試験方法について規定しました。

(3) ワックスヘッドについて

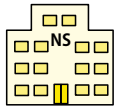
ワックスの強度試験について試験方法を規定しました。

(4) 試験試料、試験手順の整理

ワックスヘッドに関する試験が追加されたことにより型式第1次試験の試料数が不足するため、各試験における試料数の整理を行いました。また型式第1次試験、型式第2次試験、型式適合検定における試験手順を整理しました。

3 施行日

令和7年7月30日



日本消防検定協会（旧）中央試験場 解体工事のお知らせ

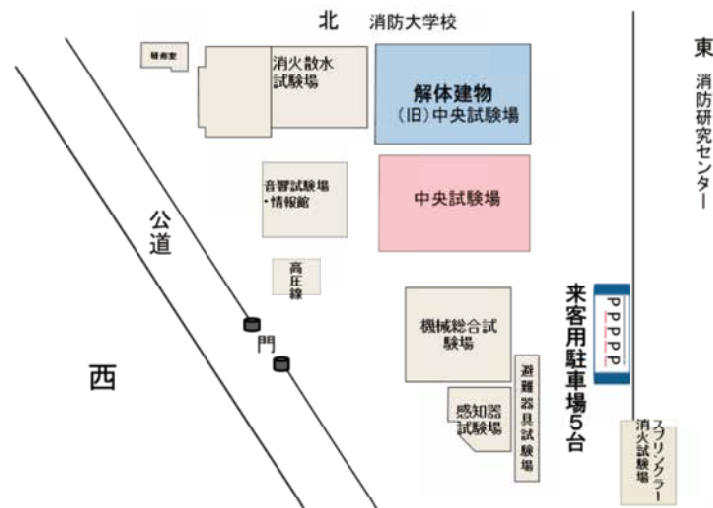
総務部 監理課

平素より大変お世話になっております。日本消防検定協会は、2025年8月28日より、（旧）中央試験場の解体工事に着手いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

（旧）中央試験場について

（旧）中央試験場は、1968年に日本消防検定協会の業務執行機能の中核を担う施設として竣工されました。竣工から50年以上が経過し、老朽化が進んだため、整備計画に基づき、2024年9月に（旧）中央試験場南側に新たな（新）中央試験場を建設いたしました。

2025年3月に（新）中央試験場への移転が完了したことから、（旧）中央試験場の解体工事に着手する運びとなりました。工事は、2026年春頃の完了を予定しております。なお、跡地については、別の試験場の建設を計画しております。

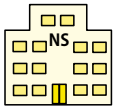


【位置図】

ご来訪の皆様へのお願い

工事期間中は、粉塵、騒音、振動等が発生する可能性があります。万全の安全対策を講じておりますが、ご来訪の皆様にはご不便とご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。安全な工事遂行のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

検定協会だより 令和7年10月



「Fire Safety & Rescue VIETNAM 2025」への出展を終えて

企画研究部 企画研究課

2025年8月14日（木）～8月16日（土）の3日間、ベトナム社会主義共和国ホーチミン市で開催された消防防災展「Fire Safety & Rescue VIETNAM 2025」に出展しました。

【はじめに】

当協会のベトナム国での消防防災展への出展は、昨年に引き続き5回目となりました。

今年は昨年と同様、ホーチミン市での開催となりました。

会場は、Saigon Exhibition & Convention Center (SECC) で、ベトナム国最大の都市であるホーチミン市（人口約1400万人）の中心部から車で15分程度の距離に位置しています。

今回も一般社団法人全国消防機器協会（以下「機器協会」という。）及び機器協会の会員企業と共同で、「JAPAN PAVILION」として、一体感のある展示を行うため、統一ロゴマークを掲示するとともに、ブース看板デザインを統一して、日本の消防機器の品質の高さを来場者に紹介しました。



Saigon Exhibition & Convention Center (SECC)



会場入口

「JAPAN PAVILION」統一シンボルマークとブース看板デザイン

【当協会の出展内容】

当協会のブースでは、当協会の組織概要、日本の消防用機械器具等の検定制度・自主表示対象機械器具等の品質評価、当協会が検定及び評価を行っている消防機器の紹介をベトナム語と英語により説明したパネルを展示しました。また、パネルの内容を要約したベトナム語のチラシを、来場者に直接配布し、日本の消防機器等の規格・認証制度等についての紹介を行いました。



チラシ

【Fire Safety & Rescue VIETNAM 2025の様子】

開催日初日は、招待された各国の消防関係機関代表者等に対するベトナム首相の講演やベトナム首相と来賓によるテープカットが行われるなど、華やかで盛大なオープニングセレモニーがあり、消防防災展の開催を盛り上げていました。

屋外展示場では、消防用車両の展示のほか、一般来場者向けに、消防士が実際に使用する器具での放水体験、心肺蘇生法、実火災体験（火災、煙）など、多種の体験イベントが行われていました。

主催者の発表では、日本のほかに、国としてはシンガポール及び大韓民国がPAVILIONを形成して出展しており、単独では、主催国であるベトナムのほか、イギリス、

アメリカ、香港、オーストラリア、マレーシア、インド、スイス、中国等17の国と地域から400以上の企業等出展者が集まったとのことであり、開催期間中の来場者数は16,899名で、昨年と比較して約9%増とのことでした。JAPAN PAVILIONは、一般入場者入口の直近に位置していたこともあり、賑わいを感じました。

来場者については、公安省関係者、消防設備業者、建設事業者、警備事業者及び商社等が見受けられました。また、ベトナム消防救助協会（VFRA）のロゴが入ったシャツを着た人を見かけました。VFRAとは、2022年に設立されたベトナムにおける消防関係企業による団体です。VFRAは出展をしており、ブースで話を聞くと日本の企業に興味、関心がある印象を受けました。



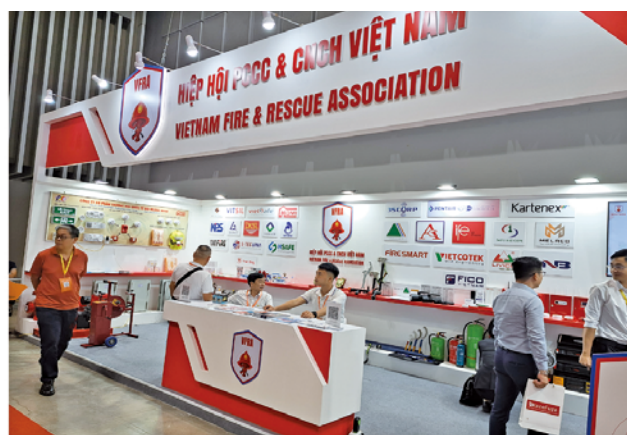
オープニングセレモニー



屋外展示場に並ぶ消防車両



会場案内図



ベトナム消防救助協会

【出展を終えて】

そのような状況の中、当協会のブースは通訳を含め3名体制で、持参したチラシを配布しました。当協会のブースに立ち寄り、興味を持って話をされた方からは、「日本の

製品は、もっとベトナムに入ってくるようになるのか。」という意見を聞くことができ、昨年の同防災展でも同様の意見があったことから、やはり日本企業や日本製品に対しては信頼が高く、継続して情報発信をしていくことの重要性を再確認しました。

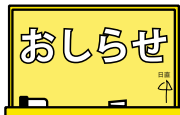
チラシを手渡す際は、「Hiệp hội kiểm định phòng cháy chữa cháy Nhật Bản（ベトナム語で「日本消防検定協会」）」と伝えることで、当協会を知ってもらう良い機会と思っていましたが、結局、長い宣伝よりベトナム語での挨拶を一言付け加えるだけで、笑顔で受け取ってもらうことができました。やはり、ただ手渡すだけでなく、相手の目を見て、笑顔でコミュニケーションをとろうとする姿勢が大切だと改めて思いました。

【終わりに】

往路では入国審査の際、順番が回ってくると時間がかかり、どうなることかと心配しましたが、入国が認められ、翌日、会場に到着した時には、事前に申請していた入館証がないと言われ、結局待つことでしか解決しないことがわかり、やっとブースに到着した時は、安堵しました。開幕日前日の会場は、前任者から聞いていたとおり、空調が入っていなかったことから高温かつ多湿であり、また、設営工事中のブースや発注していた内容との違いからかやり直すブースもあり、粉塵と慣れない臭いが立ち込める中で設営を行うこととなりました。同行者も今回が初めての参加であったため、JAPAN PAVILIONの他のブースの方々に教えていただき設営は無事終わりました。

会場付近は多くのバイクが走っており、雨季にも関わらず1台のバイクに複数人が乗ったバイクが縦横無尽に行き交う様子や露店の賑わいを見て予想していた東南アジアらしさを実感し、場所によっては大型クレーンなどの重機が入り高層建築物の建設が進められているなど、活発に開発が行われている印象を受けました。また、会場近くのビルには日本でも主要駅では見かける外資系のカフェが入っていることに驚き、日本語で書かれた看板の飲食店を目にする機会も多くあり、徒歩圏のショッピングモールには地下階に日系のスーパーマーケット、地上階には日系のテナントが入っており、ホーチミン市にいながら予想以上に多くの日本語を目にした気がしました。

最後になりますが、機器協会及び機器協会の会員企業の皆様には、設営の日から消防防災展の期間中も含め、ご協力、ご助言及びお心遣いいただきお世話になりました。この紙面をお借りして御礼申し上げます。



令和7年度

危険物事故防止対策論文募集

消防庁の統計によると、令和6年中の危険物施設における事故発生件数は753件であり、近年は高い水準で横ばいの状況が続いています。また、それらの事故原因をみると、維持管理や操作確認が不十分であるなどの人的要因によるものや、腐食疲労等劣化などの物的要因によるものが多くなっています。

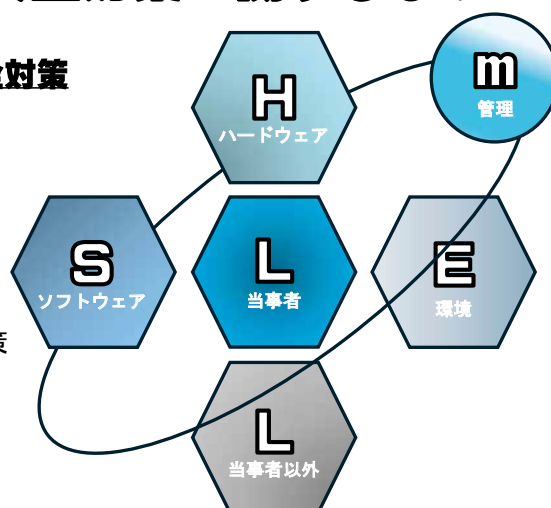
このような状況から、今後も事故防止対策に取り組んでいく必要があり、安全で快適な社会づくりに向けて、危険物の製造、貯蔵、取り扱い、運搬に係る事故防止を図ることを目的として、広く論文を募集します。

論文のテーマ

危険物に係る事故防止や安全対策に関するもの

提言・アイデア・経験等 職場等の安全対策

- ・ 事故の拡大防止
- ・ 事故防止に関わる知見の蓄積・教育方法
- ・ 事故の分析
- ・ 危険性評価手法
- ・ 安全対策技術
- ・ 安全の科学技術
- ・ 最新技術を利用した危険物施設の事故防止対策
- ・ 少量危険物及び指定可燃物に関わる安全



賞

消防庁長官賞
危険物保安技術協会理事長賞
奨励賞

賞状及び副賞（20万円）＜2編以内＞
賞状及び副賞（10万円）＜2編以内＞
賞状及び副賞（2万円）＜若干名＞

応募期間

令和7年10月1日(水) から 令和8年1月31日(土) まで

お問い合わせ先

危険物保安技術協会 論文事務局

〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
E-mail: khk_ronbun@khk-syoubou.or.jp
ホームページ: <https://www.khk-syoubou.or.jp/>



危険物事故防止対策論文
詳細情報WEBページ

表彰

受賞の表彰式は、危険物安全週間（令和8年6月の第2週）中に東京で開催される、危険物安全大会において行います。

応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

選考方法

学識経験者、関係行政機関の職員等による審査委員会において、厳正な審査を行います。

応募方法

- ① 論文は、日本語で書かれたもので未発表のものに限ります。ただし、限られた団体、組織内等で発表された場合は応募可能とします。（一部に限り、既発表の部分を使用する場合は、その旨を本文中に明記してください。）受賞論文は、危険物保安技術協会のホームページ等に発表されますので、必要に応じて関係者の事前の了解を取ることをお願いします。また、著作権等の問題を生じないようにご注意ください。
- ② A4（字数換算：1ページあたり40字×40行程度）1枚以上10枚以内程度としてください。なお、図表及び写真は、文中への挿入、本文と別に添付のいずれも可能です。ただし、本文と別に添付する場合に、字数換算をA4（1ページあたり1,600字程度）で行い、全体を10枚相当分以内程度としてください。
記入例は、ホームページをご確認ください。
- ③ 論文の概要を添付してください。
- ④ 「論文タイトル」、「氏名（ふりがな）」、「連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス）」及び、受賞論文発表時に明記する勤務先等がある場合の「勤務先名称及び所属」を記載した文書を添付してください。
- ⑤ 共同で取り組んでいる活動の場合には、連名の応募も可としますが、代表者が分かるように記載してください。
- ⑥ お問い合わせ先のメールアドレスまたは住所宛にお送りください。
なお、ご応募いただいた文章は返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

主催 消防庁、危険物保安技術協会

協賛 全国消防長会、一般社団法人日本化学工業協会
石油化学工業協会、石油連盟、電気事業連合会
一般社団法人日本鉄鋼連盟、一般社団法人日本損害保険協会
公益社団法人日本火災学会、全国石油商業組合連合会（順不同）

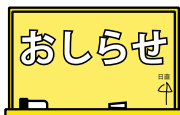


皆様のご応募
お待ちしております！



制作：危険物保安技術協会

検定協会だより 令和7年10月



有効期限を経過した受託評価品目

【地区音響装置】

型 式 番 号	承認 年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評音第2020～1号	R2.7.9	山形県米沢市八幡原四丁目3146番地の13	サクサテクノ株式会社	R7.7.8

【非常警報設備・増幅器及び操作部】

型 式 番 号	承認 年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評放第 26～19～2号	H27.7.9	大阪府守口市八雲東町一丁目10番12号	パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション株式会社	R7.7.8

【非常警報設備・スピーカー】

型 式 番 号	承認 年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評放第17～7号	H17.7.29	東京都港区港南四丁目1番8号	株式会社JVCケンウッド・公共産業システム	R7.7.28

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■■業界の動き■■■

－会議等開催状況－

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会 （令和7年9月18日）

- ・消防技術戦略会議について
- ・火災予防審議会について
- ・あり方検討小委員会について
- ・令和7年度第5,6回事務局長会議結果について
- ・消防設備士サミット2025について
- ・国際福祉機器展&フォーラムについて

○メンテナンス委員会

（令和7年9月11日）

- ・点検実務検討小委員会報告
- ・維持運用管理手法小委員会報告
- ・その他

可搬式サウナ等に関する意見公募について

「自家発電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備に係る技術基準の運用について（通知）」の一部改正について

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

消防技術戦略会議について 等

- ・委員長連絡会報告

○技術委員会 （令和7年9月18日）

- ・火報試験基準検討小委員会報告

- ・感知器の環境特性調査小委員会報告

- ・あり方検討小委員会報告

防災情報伝達に係る最近の動向について

- ・連動機構・装置等自主評定火報専門委員会について

○設備委員会 （令和7年9月11日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
- ・工事基準書改訂小委員会報告
- ・その他

可搬式サウナ等に関する意見公募について

「自家発電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備に係る技術基準の運用について（通知）」の一部改正について

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

消防技術戦略会議について 等

- ・委員長連絡会報告

○システム企画委員会

（令和7年9月18日）

- ・火報企画検討小委員会報告

防災センターの技術基準改定について

火災通報装置に係る協力要請について

- ・あり方検討小委員会報告

協 会 通 信

○住宅防火推進委員会

(令和7年9月11日)

- ・交換推進WG進捗について
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・第52回国際福祉機器展打ち合わせ会議について
- ・女性防火クラブ幹部研修会について
- ・その他

X掲載報告について

スペシャルサイトトップページXについて

秋の全国火災予防運動について

住警器映像リニューアル協力について

・リチウムイオン蓄電池火災用の消火器について

・その他

◆(一社)日本消火装置工業会◆

○第457回「技術委員会」

(令和7年9月5日 日本消火装置工業会)

- ・第一部会、第二部会及び第三部会活動報告について
- ・CLT建築実証支援事業における「検討委員会」委員派遣について
- ・建築設備計画基準・建築設備設計基準(令和6年版)改定意見について
- ・その他

◆(一社)日本消火器工業会◆

○第6回 企業委員会

(令和7年9月4日)

- ・検定等申請・回収状況
- ・社会貢献事業贈呈式について
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告
- ・点検制度アンケートについて

○第4回 技術委員会

(令和7年9月12日)

- ・リチウムイオン蓄電池火災に適した消火器の技術的な検証方法の報告
- ・4社によるリチウムイオン蓄電池火災に関する意見交換について

○第237回「第一部技術分科会」

(令和7年9月19日 日本消火装置工業会)

- ・ハウジング継手の件について
- ・某市消防局の質疑について
- ・建築設備計画基準・建築設備設計基準(令和6年版)改定意見について
- ・その他

○第235回「第二部技術分科会」

(令和7年9月18日 日本消火装置工業会)

- ・ハウジング継手の件について
- ・水溶性液体用泡消火薬剤の取扱いについて

協 会 通 信

協 会 通 信

- ・ 廃棄処理施設の追加について
- ・ 薬剤リストの第八報について
- ・ その他

○第216回「第三部技術分科会」

(令和7年9月16日 日本消火装置工業会)

- ・ ハロンの適切な管理のための自主行動計画_令和7年度フォローアップ報告書について
- ・ ガス消火設備の法令・基準等見直し検討について
- ・ 消火剤誤放出を防止する施策について
- ・ 消装工HP内の公開資料の見直し確認について
- ・ その他

◆ (一社) 日本消防ポンプ協会 ◆

○総務委員会

(令和7年9月16日 日本消防ポンプ協会会議室)

- ・ 事務局長会議等報告について
- ・ 消防団で使用している可搬消防ポンプの更新促進について
- ・ 第28回全国消防救助シンポジウムについて
- ・ その他

○大型技術委員会

(令和7年9月5日 日本消防ポンプ協会会議室)

- ・ 品質評価細則見直しについて
- ・ その他

○大型技術委員会・検定協会合同会議

(令和7年9月5日 日本消防ポンプ協会会議室)

- ・ 今後の品質評価細則見直しについて
- ・ その他

協 会 通 信

検定協会だより 令和7年10月

■■■人事異動■■■

◆日本消防検定協会◆

○令和 7 年10月 1 日付

(氏名)

(新)

(旧)

【昇格】

飛弾 光

警報設備部 報知設備課
主幹検定員

警報設備部 報知設備課
主任検定員

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
中継器（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	中第 2025～4号	能美防災株式会社	交流100V、外部配線抵抗30Ω、公称蓄積時間10秒～60秒、公称受信温度40℃～85℃、公称受信濃度（スポット型）2.6%/m～17.2%/m、公称受信濃度（分離型）8%～80%	R7.8.12
	中第 2025～5号	能美防災株式会社	交流100V、外部配線抵抗30Ω、公称蓄積時間10秒～60秒、公称受信温度40℃～85℃、公称受信濃度（スポット型）2.6%/m～17.2%/m、公称受信濃度（分離型）8%～80%	R7.8.12
	中第 2025～6号	能美防災株式会社	交流100V、外部配線抵抗30Ω、公称蓄積時間10秒～60秒、公称受信温度40℃～85℃、公称受信濃度（スポット型）2.6%/m～17.2%/m、公称受信濃度（分離型）8%～80%	R7.8.12

型式変更承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
光電アナログ式 スポット型感知器 （試験機能付）	感第 2019～7～1号	日本フェンオール 株式会社	(24V、0.5mA)・公称感知濃度2.8%/m～17%/m、非防水型、普通型、再用型、散乱光式	R7.8.27

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
動力消防ポンプ	P1207	日本機械工業 株式会社	消防ポンプ自動車、A-1、CRQB	R7.9.2
消防用ホース	H0725DC10A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称40（シングル、ポリエステル ポリエステル/アラミド・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	R7.8.13
	H0726DC05A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称40（シングル、ポリエステル/アラミド・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	R7.8.13
特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置	NCP-2F-6	日本機械工業 株式会社	化学消防ポンプ自動車	R7.9.2

認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・易操作性1号消火栓	認評栓第 2025～5号	株式会社 立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称30	R7.8.22
	認評栓第 2025～6号	株式会社 立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称30	R7.8.22
	認評栓第 2025～7号	株式会社 立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称30	R7.8.22

特定機器評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
特定初期拡大抑制機器	特評第287号	株式会社 ボネックス	TS-119	R7.8.18

検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	14	3,588	99.3	58.2
	小型	0	0	47	465,446	93.3	93.7
消火器用消火薬剤	大型用	0		1	88	251.4	121.9
	小型用			15	8,296	213.3	117.1
泡消火薬剤		2		20	113,140	88.2	116.7
感知器	差動式スポット型	0	0	35	305,289	108.2	119.7
	差動式分布型	0	0	13	7,261	85.9	113.5
	補償式スポット型	0	0	0	0	－	－
	定温式感知線型	0	0	1	100	皆増	皆増
	定温式スポット型	0	0	41	142,395	116.6	109.5
	熱アナログ式スポット型	0	0	8	10,860	109.8	121.0
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	－	－
	光電式スポット型	0	0	51	161,302	99.6	99.5
	光電アナログ式スポット型	0	0	18	72,188	149.9	106.8
	光電式分離型	0	0	4	285	73.3	64.3
	光電アナログ式分離型	0	0	1	100	100.0	76.2
	光電式分布型	0	0	0	0	－	－
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	皆減	4.9
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	紫外線式スポット型	0	0	3	240	240.0	204.0
	赤外線式スポット型	0	0	8	1,175	159.6	148.5
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	皆減	6.6
	炎複合式スポット型等	0	0	0	0	－	－
発信機	P型1級	0	0	11	21,901	139.6	97.6
	P型2級	0	0	8	2,972	66.0	98.8
	T型	0	0	0	0	－	－
	M型	0	0	0	0	－	－
中継器		1	0	95	56,191	119.6	107.3
受信機	P型1級	1	0	57	2,256	86.1	97.5
	P型2級	1	0	18	3,800	59.6	53.4
	P型3級	0	0	0	0	皆減	4.0
	M型	0	0	0	0	－	－
	R型	0	0	8	161	74.9	96.3
	G型	0	0	3	6	54.5	64.0
	GP型1級	0	0	11	20	74.1	106.1
	GP型2級	0	0	0	0	－	－
	GP型3級	0	0	8	54,992	171.1	108.5
	GR型	0	0	16	241	115.3	107.6
閉鎖型スプリンクラーヘッド		3	0	18	77,588	80.1	52.3
流水検知装置		0	0	34	1,803	132.2	87.9
一斉開放弁		0	0	22	4,641	137.6	105.5
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	0	0	皆減	50.6
	立てかけはしご	0	0	0	0	－	－
	つり下げはしご	0	0	22	13,180	89.9	112.1
緩降機		0	0	3	505	76.5	105.3
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	23	117,600	248.9	131.3
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	－	－
	光電式住宅用防災警報器	0	0	30	457,630	156.9	111.5
合計		8	0	667	2,107,240	114.9	102.7

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価 申請件数	性能評価変更 申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
補助警報装置及び中継装置		0	0	0	0	0	-	-
音響装置		0	0	0	0	0	-	46.7
予備電源		0	0	0	3	23,872	100.3	83.7
外部試験器		0	0	0	6	205	164.0	103.5
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	0	0	0	-	193.1
	受信装置等	0	0	0	0	0	-	-
光警報装置		0	0	0	1	400	100.0	104.2
	光警報制御装置	0	0	0	1	30	100.0	202.2
屋外警報装置		0	0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器		0	0	0	1	500	90.9	124.6
蓄圧式消火器用指示圧力計		0	0	0	7	591,000	110.1	100.6
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁		0	0	0	7	4,050	675.0	98.7
消火設備用消火薬剤		0		0	5	65,516	114.9	114.2
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0		0	67	91	101.1	131.5
	可搬消防ポンプ	0		0	3	259	69.8	115.3
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0		0	2	680	566.7	144.2
	呼称65以下のもの	0		0	2	330	1,100.0	148.2
消防用ホース	平 40を超えるもの	2	0	0	10	18,490	156.6	143.4
	平 40以下のもの	1	0	0	8	23,895	90.3	114.3
	濡れ	0	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	0	2	3,000	300.0	126.5
	大容量泡放水砲用	0	0	0	1	3	皆増	8.3
消防用結合金具	差込式	0	0	0	36	89,338	167.8	107.6
	ねじ式	0	0	0	23	22,316	140.4	93.9
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	0	-	-
	同一形状	0	0	0	3	942	1,519.4	582.8
漏電火災警報器	変流器	0	0	0	11	4,591	227.5	127.8
	受信機	0	0	0	7	2,488	181.6	101.8
エアゾール式簡易消火具		0	0	1	1	38,980	300.3	142.5
特殊消防ポンプ自動車		0		0	21	22	81.5	103.8
特殊消防自動車					3	3	150.0	192.3
可搬消防ポンプ積載車		0		0	1	1	皆増	133.3
ホースレイヤー		0	0	0	0	0	皆減	80.0
消防用積載はしご		1	0	0	7	85	114.9	50.2
消防用接続器具		0	0	0	10	3,985	109.1	113.1
品質評価業務					確認評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
外部試験器の校正					8	30	130.4	132.0
オーバーホール等整備					7	7	100.0	111.1

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

受託評価等依頼一覧表

認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
地区音響装置		0	0	0	16	28,542	102.1	123.0
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	0	41	6,103	127.1	110.4
	放送設備	1	0	0	77	102,701	104.0	97.4
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	－	－
構成部品		0	0	0	0	0	－	－
総合操作盤		0	0	0	0	0	－	－
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	1	0	0	6	1,400	63.1	101.3
	2号消火栓	1	0	0	3	420	30.9	86.8
	広範囲型2号消火栓	1	0	0	5	879	103.4	127.3
	補助散水栓	0	0	0	0	0	－	－
	ノズル	0	0	0	17	4,480	44.6	81.3
認定評価業務		装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
屋内消火栓等		消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	9	28,042	130.5	151.4
認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
特定駐車場用泡消火設備		0	0	0	9	10,614	88.5	47.8
認定評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価		
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)		0						
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置		0	0	0	6	6	50.0	75.4
特定機器評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価		
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)
特定消防機器等		0	0	0	0	7	22,044	57.8
受託試験及びその他の評価		依頼件数				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)
受託試験(契約等)		1						
受託試験(その他の契約等)						2	2	50.0
評価依頼(基準の特例等)		0						108.3

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

10月になりました。

10月1日は日本消防検定協会の創立記念日です。

消防用機械器具等の検定は、昭和38年4月15日に公布、施行された改正消防法により、いわゆる任意制から義務制に移行することとなり、その業務は、消防研究所から同法により設立される日本消防検定協会に移管するとされました。

設立登記は昭和38年10月1日に行われ、業務は昭和39年1月1日から開始しました。

今年は62周年です。これまでの間、検定品目や検定の内容の増加、規格省令の改正といったことに対応してきました。国外の消防組織等との交流も増えています。

これからも様々な変化に対応しながら、適正な検

定業務に務めていきます。

さて、検定協会だよりでは、小林恭一先生の寄稿第7回「検定制度と検定協会」を掲載します。また、「細則改正（閉鎖型スプリンクラーヘッド）」の説明、8月にベトナムで行われたイベントについて「「Fire Safety & VIETNAM 2025」への出展終えて」も掲載します。

今月号の本誌巻頭のことばは、新潟市消防局長の阿部一彦様にご寄稿いただきました。誠にありがとうございました。

11月号では、福岡市消防局長の牧田哲治様には巻頭のことばを、当協会からは「細則改正（消防用ホース、消防用結合金具）」などを掲載する予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

- (1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

- (2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）
E-mail kikaku@jfeii.or.jp

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4 階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館11階
TEL 03-5962-8901(代) FAX 03-5962-8905

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail: kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

